

## ＩＣカード特約規定

### 1. (特約の適用)

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ＩＣチップが付加されたキャッシュカード（以下、「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定集の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定集で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定集により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定集の定義によるものとします。

### 2. (ＩＣカードの利用)

- (1) ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。
  - ① 当金庫所定のＩＣカードが利用できる現金自動受払機（以下、「ＩＣカード対応自動機」といいます。）を使用して預金に預入する場合
  - ② 当金庫所定のＩＣカード対応自動機を使用して預金の払戻しをする場合
  - ③ 当金庫所定のＩＣカード対応自動機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
  - ④ その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) 当金庫カード規定集の定めにかかわらず、ＩＣカードは、ＩＣカード対応自動機以外の自動機では利用できません。

### 3. (ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、再発行で、ＩＣカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 4. (ＩＣカード以外のカードへの変更)

ＩＣカードの利用をやめ、ＩＣカード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口に出してください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

### 5. (規定の変更)

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容を当金庫ウェブサイト等に公表または当金庫所定の方法で利用者へ通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以 上